

第14節 整備事業に必要となる調査等に関する計画

1 文献・資料調査

川越しに関する記述がみられる日記や紀行文、古文書等の文献資料および、川越し場の様子を描いた絵巻や浮世絵のほか関連する写真も含めた絵画資料の再調査・研究を行う。

また、金谷側に残っている資料群（古文書・古写真・古絵図等）の中で川越しに関係する資料の調査研究を行う。調査研究の実施に当たっては、これまでと同様に島田宿大井川川越遺跡整備委員会による指導の下に計画的に進める。

2 発掘調査

(1) 発掘調査の実績

川越遺跡内における発掘調査は、平成5年（1993）から平成30年までの間に、史跡整備・個人住宅建設などとともに、合計13回行った。

表15 発掘調査の実績

調査年度	NO	遺跡名	調査期間	調査面積	主な時代・遺構・遺物
平成5年度	①	島田宿大井川川越遺跡酒屋跡近接地	平成5年11月17・18日	7m ²	トレンチ調査(1箇所)水田跡水場跡(石組遺構)
平成5・6年度	②	島田宿大井川川越遺跡:川越街道(十番~九番宿)	平成6年3月15日~4月5日	32m ²	トレンチ調査(5箇所)
平成6年度	③	島田宿大井川川越遺跡:川越街道(二番宿~せぎ跡)	平成7年1月31日~2月16日	30m ²	トレンチ調査(10箇所)
平成7年度	④	島田宿大井川川越遺跡:川越街道(瀬木跡)	平成7年4月21日~25日	4m ²	トレンチ調査(1箇所)工事中にせぎ跡の遺跡を確認
平成10年度	⑤	島田宿大井川川越遺跡仲間の宿・立合宿	平成10年1月20日~3月28日	200m ²	江戸後期 立合宿の礎石、水路、土杭跡、水田跡
平成10年度	⑥	島田宿大井川川越遺跡九番宿跡	平成10年3月17日~3月20日	253m ²	江戸・明治~昭和 蔵跡
平成16年度	⑦	島田宿大井川川越遺跡:一番宿跡	平成16年6月29日~7月9日	22m ²	近世 近世陶器・貨幣 トレンチ調査(4箇所)
平成19年度	⑧	島田宿大井川川越遺跡:指定地外	平成19年1月30日	4m ²	江戸:近世陶器(志戸呂・碗) トレンチ調査(1箇所)
平成19年度	⑨	島田宿大井川川越遺跡:五番宿跡近接地	平成19年3月14日	12m ²	江戸:近世陶器(志戸呂・灯明皿ほか) トレンチ調査(3箇所)
平成22年度	⑩	島田宿大井川川越遺跡:泉屋跡	平成22年5月27日~6月19日	27m ² (140m ²)	江戸:肥前焼(碗・皿)・志戸呂(盤すり鉢) トレンチ調査(4箇所)
平成28年度	⑪	二番宿西・川会所跡試掘調査	平成28年11月15日~平成29年1月31日	210m ²	川会所跡から石列遺構を確認
平成29年度	⑫	川会所跡・七番宿跡発掘調査	平成29年8月21日~12月31日	189m ²	川会所跡から石敷遺構を確認
平成30年度	⑬	川会所跡			

(2) 発掘調査の計画

川越遺跡の発掘調査については、第4章第6節遺構の表現に関わる計画で示した復元整備等の情報収集のための調査を実施していく。調査の検討・実施に当たっては、島田市島田宿大井川川越遺跡整備委員会で協議し、文化庁及び県教育委員会文化財保護課の指導の進めていくものとし、現地説明会等を通じて積極的な情報発信を行う。

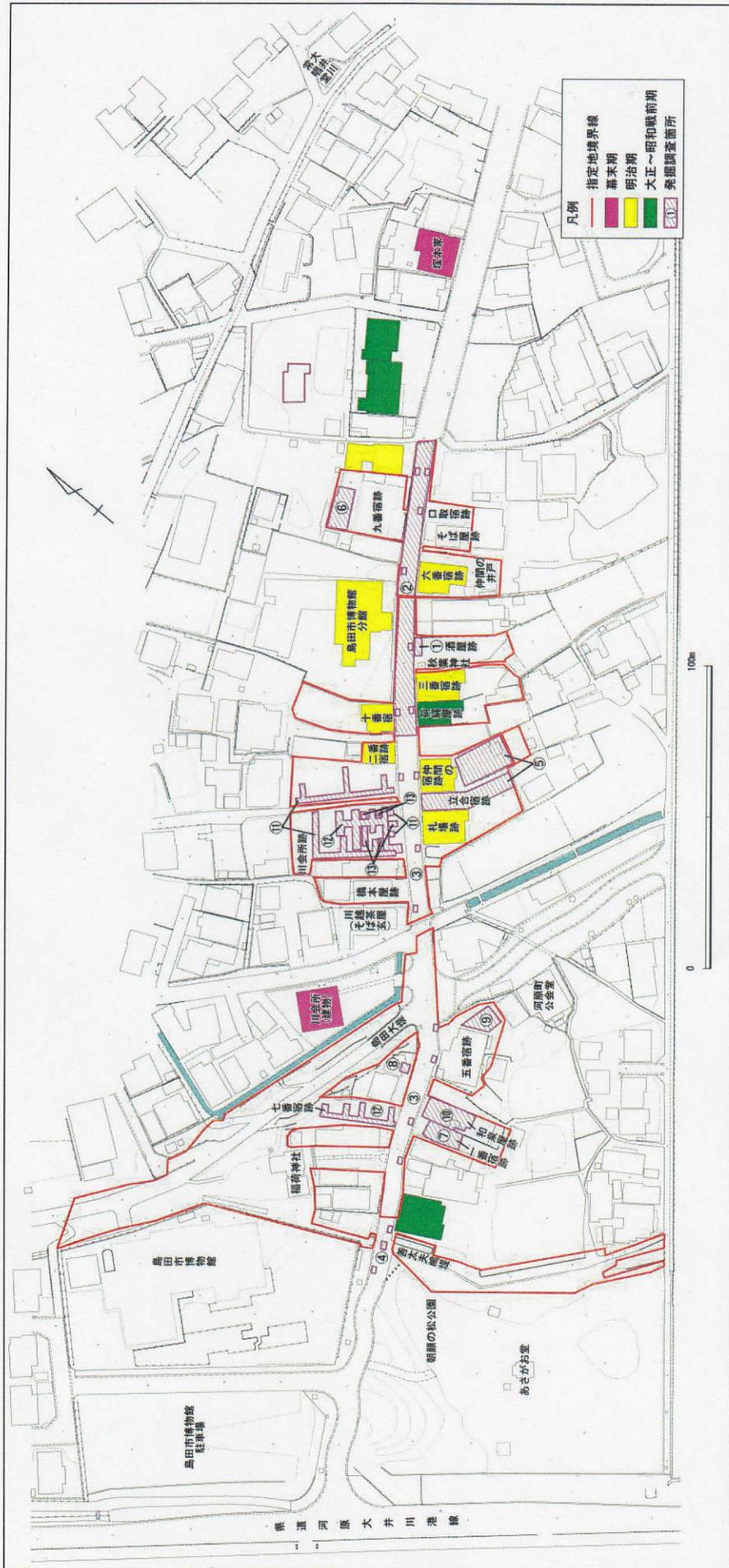


図41 発掘調査位置図

第 15 節 管理・運営に関する計画

1 行政における保存・活用施策の対応力強化

行政における保存・活用施策を効果的に進めていくため、庁内においては島田市教育委員会が中心的な機能を担い、戦略推進課・都市政策課・観光課などの市関係部局と連携体制を強化する。

文化庁および静岡県教育委員会による技術的支援や、財政的支援を的確に受けられることが出来るよう、密接な連携を図る。

また、「島田市島田宿大井川川越遺跡整備委員会」をはじめ、専門家や学識経験者等の指導・支援を受けながら、保存・活用に取り組んでいく。

2 市民組織・民間団体との協働

川越遺跡の管理・運営には、指定地所有者および周辺住民や地元自治会、「川越し街道を愛する会」および「輦台越し保存会」などのボランティアの理解と協力・参加が不可欠である。また、活用面においても、市民や地域住民・ボランティアの支援を得ながら、進めていく必要がある。

今後の管理・運営を展望する中で、地域住民のマンパワーや地域経営（エリアマネジメント）を考慮することも必要である。

このため、市民や地域住民・ボランティア等に対して、川越遺跡に関する情報提供や体験・学習機会等を充実させ、保存・活用への理解と参加を促進し、市民や地域住民・ボランティア等と連携しながら、協働による史跡の管理・運営および活用を進めていく。

さらに、地元企業への働き掛けも重要であり、企業が積極的に参加できるような環境の構築を目指していく。

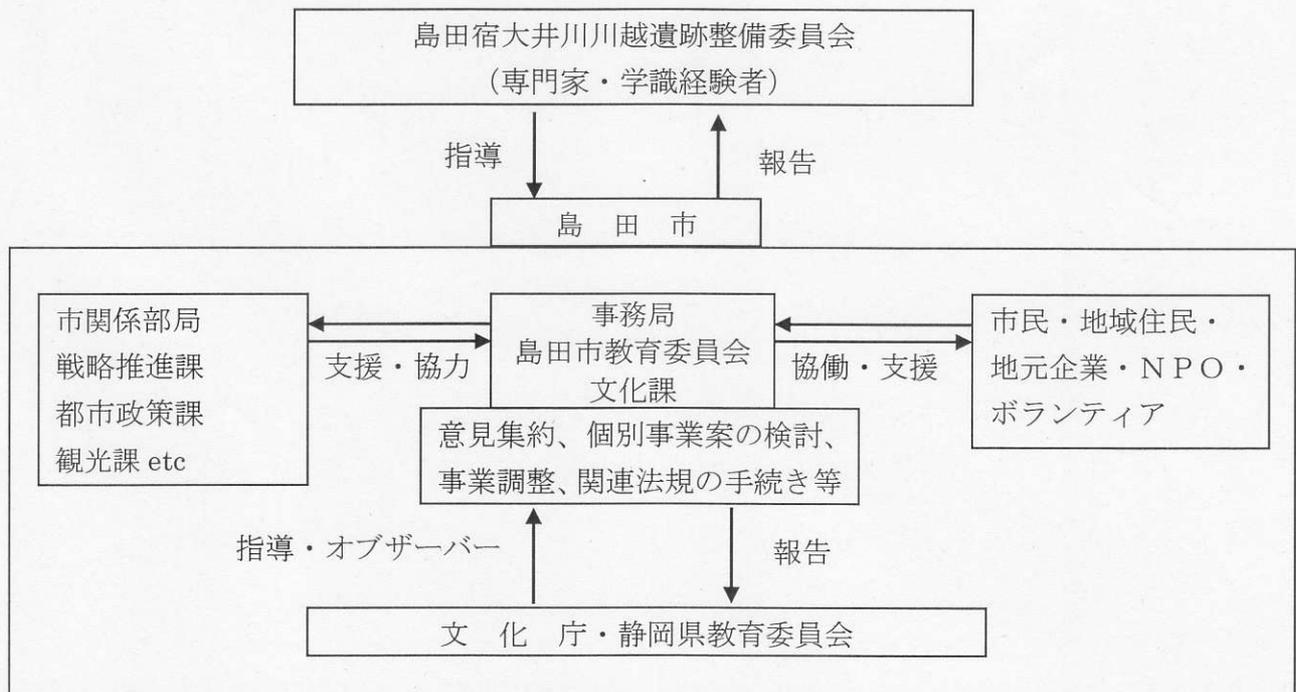


図 42 整備事業体制イメージ図

3 防災体制の構築

島田市における過去の主な災害としては、昭和 19 年の昭和東南海地震、昭和 43 年の台風 10 号、平成 13 年の静岡県中部を震源とする地震などがあり、近年は全国各地で自然災害が、地域に甚大な被害をもたらしている。

今後、川越遺跡において想定される災害としては、台風・豪雨・地震・火災などあるが、浸水・耐震・防火・防犯に対する対策が求められる。

その際は、「島田市地域防災計画」を踏まえながら、火災発見から消防隊が到着するまでの間の初期消火など、地域と連携した体制づくりに努め、史跡の性格に合った防災体制の構築と体制整備を進めていき、災害に備えていくものとする。

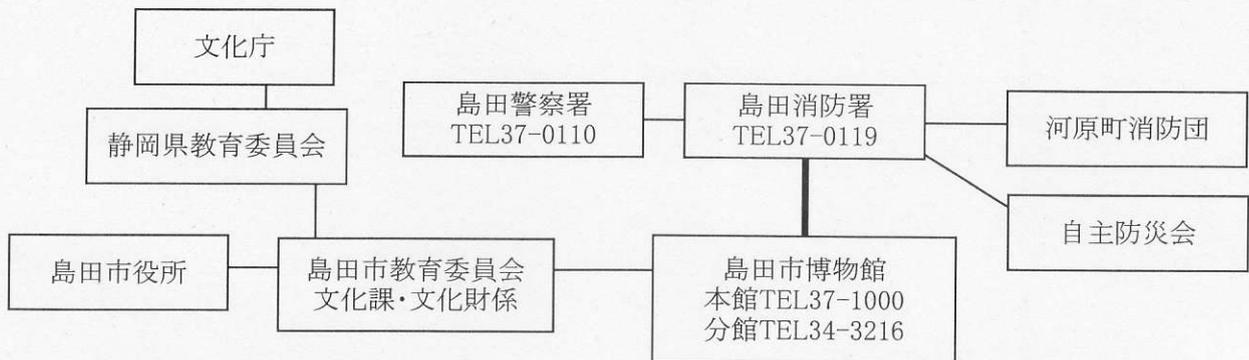


図 43 災害時連絡体制の概念図

4 人材育成・能力開発

- (1) 整備の実施・運営に関する専門家等による講義および先進事例の調査研究等、必要な研修を企画・実施する。
- (2) 来訪者に対する説明を行うガイドについては、ガイド能力の向上および高齢化が課題となっていることから、専門知識の伝達・教育機会を設けるとともに、地域および学校等における普及活動に努め、ガイド活動への参画およびサポートする人々の輪を広げる取組みを行う。

第 16 節 事業推進のための年度計画

整備スケジュール

年度ごとの整備項目・内容については、進捗状況やその過程で明らかになる整備の優先度などを踏まえ、文化庁や静岡県から指導・助言を受けながら、引き続き「島田市島田宿大井川川越遺跡整備委員会」をはじめ、地域住民の理解と協力を得て、柔軟に進めていく。

なお、事業は、国・県の補助金などを最大限活用し取り組むこととする。

表16 整備スケジュール一覧表(案)

区分		項目	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
復旧 (保存修理)	設計	基本設計・実施設計	設計					
	工事	環境整備工事	工事					工事
		環境整備工事(説明板など) 札幌・仲間の宿・三番宿・十番宿、川 会所・立合宿		工事				
防災対策	番宿耐震化	H32札幌・仲間の宿 H33三番宿・十番宿		診断・設計・工事				
	防火設備	川会所						工事
	病虫害防除	復元家屋				工事		
活用施設 (建造物)	移築・復元	川会所・立合宿			復元審査			
	ガイダンス	札幌・仲間の宿・十番宿、川会所、 立合宿						工事
		歴史の道活用整備事業(復旧(保存修理)) 街道舗装:川越遺跡の工事						設計・監理・工事
イベント・ワークショップ	新東海製紙(株)の壁:大名行列ウォール・アート							
		実施						
								調査・工事
その他	整備報告書(川会所・立合宿は別)							報告書
	整備委員会							整備委員会

平成 30 年 9 月 7 日作成

資 料 編

■川越街道修景基準

川越街道の歴史ある景観や住みよい環境を将来にわたって守っていくための基本的ルールである川越街道修景基準を住民の皆さんとの話し合いにより、以下の基本的考えに沿って策定しました。

この基準は、川越街道沿いに住む皆さんが将来家を建て替えたり、街道に面する部分の改修を行う場合に参考にさせていただく基本的ルールです。

[修景の基本的考え方]

- 緩やかなルール・・・歴史ある街道景観と住みよい環境を守るための緩やかなルール化。
- 歴史を活かす・・・特徴ある街道の建物を将来に継承しながら、現在の生活に適合し、調和のとれた家並みとなるような建物のデザイン。
- 落ち着き・・・建物の色や形、屋根の勾配や庇など周囲の家並みとの調和を図り、街道の雰囲気心地よく保つ。
- 緑と水・・・緑や水路を活かし、日常生活を快適にする工夫をする。
- 時間をかけた整備・・・各個の事情により整備条件が異なるため、修景基準に沿って少しずつ家並みが整う。
- 自分たちが守る基準・・・家並みや街道の雰囲気が後世まで保てるよう、住民の皆さんが守れる範囲の修景基準。また、行政が守るべきことや来訪者が守るべき基準。

●川越街道修景基準

みんなが守り伝えるもの

建 物	気をつけること	基準の内容
形 態	家並み	・川越街道の歴史を感じさせる落ち着いたのある家並みにしていきたいと思います。
	位 置	・家並みの調和に配慮した壁面の位置にするため、できるだけ90cm程度、壁面後退し、軒下の空間をつくりましょう。
	構 造	・木造建築、または軽量鉄骨等であっても街並みと調和した建物にしましょう。
	高 さ	・高さは、隣接する建物と調和するようにしましょう。
屋 根	勾 配 形 式	・周辺との調和のとれる屋根勾配（4～5寸勾配）にしましょう。 ・できるだけ平入りの屋根（道路に沿って屋根の軒を設け、道路側を玄関とする建て方）にしていきたいと思います。
	材 料 庇（ひさし）	・日本瓦の使用を基本としましょう。 ・庇（ひさし）を設ける場合、隣接建物に調和した高さとしましょう。
外 壁	材 料 色 彩	・家並みと調和した材質としましょう。 ・原色を避け、街道の歴史性を損なわない落ち着いた色調にしていきたいと思います。
窓	窓 格 子 障 子	・窓枠は家並みに調和する落ち着いた色調のものにしましょう。 ・格子を設けることも考えましょう。 ・窓の内側に障子を利用することも考えましょう。
樋	軒・縦樋	・落ち着いた色彩のものを使用しましょう
付属品	設備機器等 （エアコン室外機 など） 販売機	・道路からみえにくい位置に設置しましょう。 ・やむをえずみえる場合は、目隠し等で覆いましょう。 ・新たに設置する場合は、メーカーと交渉し、家並みに調和した仕様にしましょう。
外 構	門 塀	・設置する場合は、家並みに調和した門にしましょう。 ・設置する場合は、落ち着いた色彩の板塀の設置や植栽をしましょう。
看 板	案内板 商業の看板	・建物と調和する木製の看板にしましょう。 ・形態、色彩が極端と思われる看板は避けましょう。 ・位置は周辺環境に配慮した位置にしましょう。
敷 地	盛土の高さ	・盛り土は隣接地と調和のとれた高さにしましょう。

行政が守るもの

- ・行政が建てる建築物については、上記の基準を守るとともに島田市景観形成推進会議に諮り、指導を受ける。
- ・行政が所有する史跡内の建築物は、歴史的資料等に基づいた建築を行い、史跡外は家並みと調和した建築物等にする。
- ・のぼりや標語などの文字の氾濫をさせないとともに、サイン（案内板や看板）の景観統一を図る。

来訪者が守るもの

- ・指定史跡などの民家への立ち入りに居住者の承諾を得ること。
- ・ゴミ等を持ち帰ること。
- ・車は道路上に停車しないで博物館の駐車場に置くこと。
- ・団体客は安全のため、交通の妨げにならないよう歩行すること。

（『川越街道修景基準策定業務委託報告書』より引用）

■事例 旧東海道藤川宿 『地元小学生がむらさき麦の種まき』

- ・岡崎市藤川町・旧東海道に完成した「本陣跡広場」をメイン会場に「岡崎市東部地域交流センター むらさきかん」「道の駅 藤川宿」など旧東海道藤川宿一帯で「藤川宿 むらさき麦まつり」が行われている。
- ・同まつりは2001年に第1回を開催。休止した年もあるが「むらさき麦」の穂が色づきみごろを迎える5月中旬に開き、今回で13回目になる。
- ・国道を挟んだ道向かいや旧東海道にむらさき畑をみることができ、芭蕉の句碑や本陣跡などをめぐるスタンプラリーを今年も行う。スタンプポイントでは藤川小学校の児童が自分たちで歴史などを調べ、特徴などを説明する。
- ・「米屋」の名で呼ばれる古民家では、小箱ショップ「むらさき小町」が手作り作品などを販売するほか、麦わら細工体験を展開。藤川小学校の児童が開発した「むらさき麦ビスケット」「むらさき麦もち」の販売も行う。
- ・その他、オープニングセレモニーでは、藤川小学校FJKチームむらさき16「藤川'shistory」藤川小学校 和太鼓演奏「天地」、藤川保育園「藤川音頭」も行われ、さまざまな団体のステージ発表や展示などがある。

[見どころ]

- ・紫色の穂が一面になびくむらさき麦畑
- ・むらさき麦お菓子グランプリ開催
- ・むらさき麦を100%使用の地ビール販売
- ・藤川小ちびっこガイド付き「藤川宿スタンプラリー」開催
- ・藤川宿米屋にて、小箱ショップ販売
- ・むらさき麦&藤川宿関連の商品販売
- ・その他、さまざまな団体のステージ発表や展示など盛りだくさん



藤川宿本陣跡広場



本陣跡広場北側の畑で「藤川まちづくり協議会」の指導のもと、地元の小学生がむらさき麦の種を播いている。

本ページの右側写真は、岡崎市HPより引用